

令和元年大川市農業委員会第7回総会議事録

1. 開催日時 令和元年7月10日(水)
開 会 午前9時30分から午前11時00分まで

2. 開催場所 大川市役所 第1委員会室(3階)

3. 出席委員(13人)

1 番	柿添	博文	9 番	辻	正光
3 番	龍	靖男	10 番	吉川	康則
4 番	江崎	重俊	11 番	梅崎	正道
5 番	中村	博満	13 番	津村	浩二
6 番	貞苅	謙二	14 番	宮原	晶彦
7 番	植木	幸治	15 番	田中	博文
8 番	古賀	林允			

4. 欠席委員(1人)

12 番 志牟田 文彦

5. 傍聴人(0人)

6. 付議議題

議案第21号 農地法第5条許可申請について
議案第22号 大川市農用地利用集積計画について
報告第11号 農地法18条第6項通知について

7. 事務局

局長 中島 聖佳 次長 相川 曜一

8. 会議の概要

(開会)

事務局 みなさん、こんにちは。定刻となりましたので、ただいまから令和元年第7回大川市農業委員会総会を始めさせていただきます。
総会の定足数につきまして、ご報告いたします。農業委員会の在任委員14名中、13名の出席で定足数に達していますので、総会が成立していることをご

報告いたします。

それでは、議事規則第4条の定めにより、会長より議長を務めていただきます。よろしくお願いいたします。

議長 本日、ここに令和元年第7回大川市農業委員会を招集しましたところ、委員各位には公私とも、ご多忙の折にもかかわらず、ご参集くださいまして誠にありがとうございました。それでは、出席委員は、定足数に達しておりますので、これから、本日の会議を開きます。

それでは、議事に入りますが、議事進行上、発言される時は挙手をし、議長の許可を受けてから、議席番号、氏名を告げて発言をお願いします。

最初に、議案第21号農地法第5条の許可申請についてを議題といたします。

1番から2番について、審議をお願いいたします。

職員に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局 (議案の朗読及び説明)

1番の申請目的は、一般住宅及び資材置場であります。農地区分は、用途地域内の第3種農地で原則許可であります。また、工事は令和元年8月10日着工であり。資金は銀行の融資証明書で確認しています。

以上のことから、1番について、許可妥当と思われますので、ご審議をお願いいたします。

議長 職員の議案の朗読及び説明が終わりました。

それでは、1番について、地元委員さん補足説明はございませんか。

古賀委員 1番について補足説明いたします。この農地は、志牟田委員の担当地区ですが、本日所用で欠席され説明をたのまれております。事前に連絡を受け現場を確認しております。詳細は事務局から説明があったとおりです。現地を確認したところ、特に問題ないと思います。ご審議をお願いします。

議長 次に、その他の委員さん、ご意見、ご質疑等ございませんか。

(「なし」という者あり)

他に、ご意見等なしと認めます。

ただいまから、採決いたします。

1番の許可申請について、許可意見を付すことに賛成の委員の挙手を願

いします。

(全員挙手する)

議 長 挙手全員であります。

よって、1 番の許可申請について、許可意見を付すことに決しました。

次に、2 番の申請目的は、一般住宅及び資材置場であります。農地区分は、「おおむね 10 ha 以上の規模の一団の農地の地域内にある農地」である第 1 種農地で原則不許可であります。今回は集落接続される住宅等として転用するもので例外的に許可基準を満たすことになります。また、工事は令和元年 8 月着工であり。資金は銀行の住宅ローンの仮審査手続きで確認してます。また、申請地西側に農地がありますが、ブロック 5 段を積むことから問題ないと考えます。

以上のことから、2 番について、許可妥当と思われますので、ご審議をお願いいたします。

議 長 職員の議案の朗読及び説明が終わりました。

それでは、2 番について、地元委員さん補足説明はございませんか。

古賀委員 2 番について補足説明いたします。

事前に連絡を受け現場を確認しております。詳細は事務局から説明があったとおりです。現地を確認したところ、特に問題ないと思います。ご審議をお願いします。但し、事前に転用申請者より説明がなかったのですが、周辺住宅への騒音等がないように注意する必要があるのではないかと思います。

事務局 転用申請の被害防除では、騒音はないと記入してあります。

議 長 次に、その他の委員さん、ご意見、ご質疑等ございませんか。

(「なし」という者あり)

他に、ご意見等なしと認めます。

ただいまから、採決いたします。

2 番の許可申請について、許可意見を付すことに賛成の委員の挙手をお願いします。

(全員挙手する)

議 長 挙手全員であります。

よって、2番の許可申請について、許可意見を付すことに決しました。
次に議案第22号大川市農用地利用集積計画についてを議題といたします。
職員に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局 （議案の朗読及び説明）

議 長 職員の議案の朗読及び説明が終わりました。
それでは、ご意見、ご質疑等ございませんか。

吉川委員 2番の案件は、以前の総会で審議した買入協議ですが、譲受人が個人より法人に変更になっているがなぜか。

事務局 当初、法人の代表者が申出されてありましたが、後日、法人の役員全員による申出により法人での取得に変更になったものです

吉川委員 当初のあっせん会議での説明では、代表者個人なので、再度あっせん会議を開催すべきではなかったのか。

事務局 今後、このようなことがないように気を付けます。

議 長 他に、ご意見、ご質疑等ございませんか。
（「なし」という者あり）
他に、ご意見等なしと認めます。
ただいまから、採決いたします。
農用地利用集積計画について、賛成の委員の挙手をお願いします。
（全員挙手する）

議 長 挙手全員であります。
よって、農用地利用集積計画は計画のとおり決定されることに賛成の意見を付することに決しました。
以上で、議案第22号大川市農用地利用集積計画についての審議を終わりました。
次に報告第11号農地法第18条第6項の通知についてを議題といたします。
職員に報告の朗読及び説明をいたさせます。

事務局 (議案の朗読及び説明)

議 長 職員の報告の朗読及び説明が終わりました。
みなさん、ご質疑等ございませんか。

吉川委員 2番について、賃借料変更とあるが、なぜ合意解約になるのか。

事務局 賃料0円に変更したいとの申請者の申し出により、機構の指示で解約して5月の新規受付になります。

吉川委員 これまで、中間管理事業は賃料0円はできないと説明を受けていたが変わったのか

事務局 機構に確認をしてこのような報告をしておりますが、再度確認をいたします。

議 長 他に、ご意見、ご質疑等ございませんか。
(「なし」という者あり)
他に、ご意見等なしと認めます。
以上で、報告第11号を終わります。

議 長 次に、署名委員を氏名いたします。
11番 梅崎 正道 委員
12番 津村 浩二 委員
を指名いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。
(「異議なし」という者あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、左様決しました。
以上で、第7回大川市農業委員会総会を閉会致します。